

UR賃貸住宅污水处理施設の余剰汚泥運搬処理業務 (梨香台団地)

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンターの以下第1 入札等実施要領3 (1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

第1 入札等実施要領

第2 競争参加資格等

第3 入札心得書

第4 単価契約書

第5 仕様書

第6 個人情報等の保護に関する特約条項

第7 提出書類様式

- ・ 提出書類一覧表
- ・ 競争参加資格確認申請書(様式1)
- ・ 会社概要書(様式2)
- ・ 使用印鑑届(様式3)、年間委任状(様式4)
- ・ 入札書(様式5)
- ・ 内訳書(様式6)及び中封筒見本

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター

第1 入札等実施要領

1 掲示日

令和7年7月24日

2 委託者

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典

3 業務概要

(1) 業務名称

UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書別表による。

4 競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出

(1) 提出期限

令和7年8月8日（金）

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒277-0005 千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル5階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター

お客様相談課 電話 04-7197-5700 音声案内4番

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合は、あらかじめ提出日時を提出場所に連絡のうえ、持参すること。郵送の場合は一般書留郵便で同日同時刻必着とし、封筒に入札件名及び「申請書等在中」と朱書すること。

5 競争参加資格の確認通知

申請書等を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、令和

7年8月21日（木）までに参加資格の有無を郵送にて通知する。

6 質問書の提出及び回答

(1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（様式は自由）」の提出による。

イ 提出期限

令和7年8月21日（木）

（ただし、土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで）

ロ 提出場所

4 (2)と同じ

ハ 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は一般書留郵便で同日同時刻必着とし、封筒に、入札件名及び「質問書在中」と朱書すること。

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間

令和7年8月26日（火）から令和7年9月4日（木）まで

（ただし、土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで）

ロ 閲覧場所

4 (2)と同じ

7 入札書の提出

(1) 提出期限

令和7年9月5日（金） 正午

(2) 提出場所

4 (2)と同じ

(3) 提出方法

一般書留郵便で同日同時刻必着とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。また、入札書には内訳書（様式6）を添付すること。

8 開札

(1) 開札日時

令和7年9月8日（月）午前10時

(2) 開札場所

4 (2)と同じ

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不可とする。

9 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札方法等

- (1) 開札結果はファクシミリにより通知するので、入札書中に、開札日時において必ず受信可能なファクシミリの番号、担当者名及び連絡先電話番号を記入すること。
- (2) 本件は単価契約である。入札金額は一切の諸経費を含んだ総価を **第7 提出書類様式** に示す入札書(様式5)に記載するものとする。入札書には入札金額の内訳書(様式6)を同封するものとし、当該内訳書に記載された単価を契約単価とする。なお、予定数量は委託者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。
- (3) 当該内訳書に記載された総額と入札書に記載された入札金額に相違があった場合及び当該内訳書の記載に誤りがあった場合、入札書は無効とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者がいないときは、別に日程を定めて、再度の入札を行う。
- (6) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (7) 入札にかかる費用は入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び提出資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに **第3 入札心得書** において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、委託者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に **第2 競争参加資格等** に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 2 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 3 入札保証金及び契約保証金

免除

1 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 5 入札手続における交渉の有無

無

1 6 契約書作成の要否等

第4 単価契約書 による。また同日付けで**第6 個人情報等の保護に関する特約条項** を締結する。

1 7 支払条件

第4 単価契約書 のとおり

1 8 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、都市機構との関係に係る情報を都市機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 都市機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めて

いること

- ロ 都市機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供いただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

19 公示から業務開始までのスケジュール

令和7年7月24日（木）	申請書等受付（～令和7年8月8日（金）） 質問書受付（～令和7年8月21日（木））
令和7年8月21日（木）	競争参加資格の確認通知
令和7年9月5日（金）	入札書の受領期限
令和7年9月8日（月）	開札
令和7年10月1日（水）	履行開始

20 問合せ先

4(2)と同じ

以 上

第2 競争参加資格等

1 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。
- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者。
 - ロ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長等から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者。
 - ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に支配する者またはこれに準ずる者。
（定義については機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）
 - ニ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 次の要件を満たしている者であること。

- イ 申請書等の提出期限までに、令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部経理課 電話 03-5323-5705

（ただし、土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで）

- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 7 条に規定される一般廃棄物処理業の許可を千葉県松戸市から受けている者であり、事業の範囲として一般廃棄物収集運搬業の認定及び取扱い範囲として一般廃棄物（浄化槽汚泥）の認定を受けていること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記 1 (2) に掲げる要件を満たしていることを証明するために必要な書類を提出しなければならない。
- (2) 当社から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

ない。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当社に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 当社に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 競争参加資格審査において本件に係る競争参加資格を有すると認められた者であっても、開札の時に於いて上記 1 の資格のない者は、落札対象としない。

以 上

第3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結するUR賃貸住宅污水处理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者等」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、書留郵便をもって提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に件名を記載し、提出期限までに委託者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書は、提出期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあつては、所定の書式による入札辞退書を委託者に直接持参し、又は郵送（入札書の提出期限までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳書を用意しておかなければならない。

2 入札書には、内訳書を添付すること。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者は、入札書を提出後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札金額の記載を訂正したとき。

四 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせたうえで、入札説明書に示し

た場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、原則として、別に日時を定めて、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。

ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

第4 単価契約書

単 価 契 約 書

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 契約の名称 | UR 賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地） |
| 2 | 仕様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 | 履行期間 | 令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| 4 | 契約単価 | 別紙 1 のとおり |

上記の役務について、委託者と受託者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル5階

氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典 印

受託者 住所

氏名 _____ 印 _____

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、頭書の役務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、委託者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、委託者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受託者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、委託者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 委託者は、業務を受託者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した委託者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受託者に対して発行するものとし、受託者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

(受託者の請求による履行期限の延長)

第5条 受託者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、委託者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者の負担とする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、委託者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、別紙1「単価表」（以下「単価表」という。）の額が不相当となったときは、委託者と受託者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受託者は、業務が終了した後、直ちに別紙2「完了報告書」を作成し、委託者

に提出しなければならない。また、余剰汚泥引出及び運搬処分を毎月月末締めとして、直ちに別紙3「余剰汚泥運搬処理月報」により委託者へ報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受託者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって委託者に引き渡されたものとする。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、委託者の指定する日までに業務をやり直して委託者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第9条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、単価表に基づき算定した請負代金を委託者に請求することができる。

- 2 受託者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受託者に支払うものとする。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 委託者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追

完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第11条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みが明らかでないとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認めら

れる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の解除権）

第15条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じ

た損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命

令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第18条 委託者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受託者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受託者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を委託者

の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるものの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（添付書類）

別 添 仕様書

別紙1 単価表

別紙2 完了報告書

別紙3 余剰汚泥運搬処理月報

以 上

第5 仕様書

別添

仕 様 書

1 業務の対象

本業務の対象は、別表1「対象污水处理施設」に掲げる本業務の委託者の賃貸住宅団地（以下「団地」という。）に設置されている污水处理施設とする。

2 契約期間

令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

3 適用法令等

本業務は、この仕様書に定めるもののほか、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「浄化槽法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びその他関係法令により実施するものとする。

3 業務内容

受注者は、別表1に掲げる污水处理施設について、浄化槽内から生じた余剰汚泥及びスカム等を廃棄物処理法に基づき、松戸市が設置する処理施設へ適正に運搬するものとする。

4 業務の実施

(1) 業務実施日

業務の実施は、別途通知する污水处理施設の保守点検業務受託者が指定する日時または事前の連絡をもって行うものとする。

(2) 余剰汚泥の運搬

余剰汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に規定される一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準に基づき行うものとする。

なお、運搬用コンテナ等については受注者の負担で準備することとし、汚泥の排出場所に配置する。

(3) 業務の実施時間等

受託者は、原則として委託者の就業時間内に業務を実施するものとし、月曜日から土曜日において行うものとする。ただし、緊急事故対応及び応急処置等を施

す業務の実務時間については、この限りではない。

なお、緊急事故対応は緊急通報を受けた時点から速やかに担当者が現地へ到着、対応するものとする。

(4) 保安用具等の整備、着用

受託者は、労働安全基準に基づき保安用具等の整備、着用の上、業務を実施するものとする。また、業務従事者は、受託者の職員である身分証明書の提示を行い、身分を明らかにする名札を着用するものとする。

(5) 遵守事項

汚水処理施設の保守点検等維持管理業務受託者と連携を図りながら業務を実施するものとする。

5 安全対策

受託者は、業務に従事する者以外の立ち入りを防ぐ措置及び危険箇所の危険表示等について、委託者の指示により防護処理を行うものとする。

6 応急措置等

受託者は、業務実施にあたり、非常事態が発生した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を講じるとともに、委託者に報告するものとする。

7 業務の報告

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出すること。なお、様式は任意とする。

イ 業務実施責任者及び業務従事者の通知

ロ 緊急時連絡体制表

ハ 業務実施作業車両

以 上

別表 1

1 対象汚水処理施設

団地名	梨香台
住所	千葉県松戸市高塚新田
装置の方式	接触曝気方式
汚泥引出箇所	汚泥貯留タンク等

2 令和 6 年度汚泥の運搬処理実績

(単位 : kg)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
7,810	1,980	1,770	2,040	0	1,830	6,050	4,080	5,750	8,150	7,820	5,830

3 運搬頻度 月に 1 ～ 2 回

4 契約期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

別紙 1

単価表

(税抜)

廃棄物の種類と業務内容	単価	予定数量
汚水処理施設から排出される 汚泥の収集運搬	円/kg	70,000kg

※予定数量は、当社の事業上の理由により変動するものであり、委託量を約束するものではない。

別紙2

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典 殿

令和 年 月 日

受託者 印 (※)

完 了 報 告 書

UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）について、別紙の報告書のとおり完了しましたので報告します。

(※) 押印を省略する場合は、枠内も記入すること

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先（電話番号） 1：
連絡先（電話番号） 2：

- 注1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要。
- 注2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

完 了 確 認 書

上記の業務が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

検 査 員 印

分任検査役代理者 印

令和〇年〇月〇日
株式会社〇〇〇
〇〇 〇〇

余剰汚泥運搬処理月報

令和〇年〇月度の余剰汚泥運搬処理実績について報告いたします。

記

1 余剰汚泥の運搬・処理について

回数	実施月日	実施者氏名	車両台数	処分量	最終的処分
1	〇月〇日	〇〇 〇〇	〇台	〇〇kg	

第6 個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

委託者及び受託者が令和 年 月 日付けで締結した「UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受託者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、委託者が提供及び受託者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）

二 独立行政法人都市再生機構の顧客に関する情報

三 株式会社URコミュニティの社員に関する情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受託者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受託者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、委託者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受託者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受託者は、業務等进行处理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受託者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受託者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受託者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受託者は、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに委託者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受託者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、委託者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受託者は、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、委託者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受託者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受託者は、個人情報等の管理の状況について、委託者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受託者はそれに協力しなければならない。

3 受託者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、委託者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受託者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル5階

氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典 印

受託者 住所

氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをする。
- ② 委託者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

委託者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに委託者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受託者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社 * * * * *

代表取締役 〃 〃 印 〃 1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務
（梨香台団地）

1 取扱責任者及び取扱者

[illegible]

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務
(梨香台団地)

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するP C及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※委託者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受託者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをしている。		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

第 7 提出書類様式

件名：UR 賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）

提出書類一覧表

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。参加申込書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格申請書等と一緒に、**令和 7 年 8 月 8 日（金）**までにご提出下さい。
- 3 「委託者使用欄」には何も記載しないでください。

競争参加資格確認申請書提出時に必要な書類一式

項番	必要書類（使用する様式）	提出部数	備 考	委託者使用欄
1	競争参加資格確認申請書（様式 1）	1 部		
2	会社概要書（様式 2）	1 部		
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定される一般廃棄物処理業許可証の写し ※一般廃棄物収集運搬業の認定及び取扱い範囲として一般廃棄物（浄化槽汚泥）の認定が確認できること	1 部		
4	提出書類一覧表（当様式）	1 部		

【提出書類作成における注意事項】

- ・ 所定様式がある場合は、当該様式を使用すること。当該様式を PC 等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

競争参加資格確認申請書(様式1)

本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒☐新規又は更新 ☐工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター

センター長 北郷 保典 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年7月24日付けで公示のありましたUR賃貸住宅污水处理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 会社概要書（様式2）

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定される一般廃棄物処理業許可証の写し（一般廃棄物収集運搬業の認定及び取扱い範囲として一般廃棄物（浄化槽汚泥）の認定が確認できること）

以 上

有資格者名簿は機構HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>）に掲載しているので、登録番号を記載又は該当部分を印刷して添付すること。

会 社 概 要 書

称号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	

※会社案内等があれば添付してください。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。
なお、委任事項に契約行為等を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

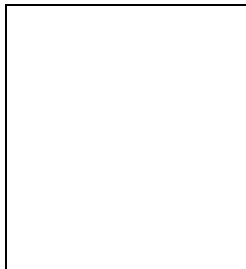
（参考）入札に際し提出が必要な書類一式

項番	必要書類（使用する様式）	提出部数	備 考
1	使用印鑑届（様式3）又は年間委任状（様式4）	1部	令和7年度に提出していない場合は、 <u>令和7年8月27日（水）</u> までに提出すること。 入札書に押印する場合、提出がない場合は入札書を無効とするので注意すること。
2	入札書（様式5）	1部	押印省略する場合は、本件責任者及び担当者並びに連絡先を記載すること。
3	内訳書（様式6）	1部	中封筒の中に入札書と一緒に同封すること。

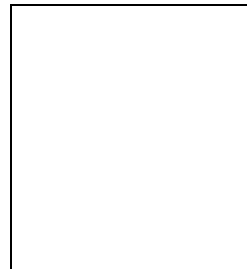
以 上

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 千葉北住まいセンター

センター長 北郷 保典 殿

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

2 使用印を届け出る本支社等、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典 殿

（委任者）住所

商号又は名称

氏名

印

（受任者）住所

商号又は名称

氏名

印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンターの発注する、 物品役務 に関し、下
記の通り権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和8年3月31日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

(押印を省略する場合)

入 札 書

金 _____ 円也 (税抜)

※内訳書を同封して下さい。

ただし、...(件名) UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬処理業務.....
...(梨香台団地).....

入札心得書（物品購入等）及び入札説明書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター
センター長 北郷 保典 殿

開札結果通知先 ファクシミリ番号	
---------------------	--

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先（電話番号） 1 :
連絡先（電話番号） 2 :

注1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要。

注2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

内 訳 書

UR賃貸住宅污水处理施設の余剰汚泥運搬処理業務（梨香台団地）

(税抜)

業務内容	単価(A)	予定数量(B)	金額
<u>污水处理施設から排出される汚泥の収集運搬</u>	円/kg	70,000 kg	A×B 円

この金額を入札書に記載してください。

※金額に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てること。

※単価は円単価とする。

※それぞれの単価には一切の諸経費を含んだ価格を計上すること。

※予定数量は、当該業務を実施する団地の入居状況や当社の事業の上の理由により変動するものであり、発注を約束するものではない。

※この内訳書を入札書に同封して下さい。

表	裏
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター センター長 北郷 保典 殿 件名…UR賃貸住宅汚水処理施設の余剰汚泥運搬 処理業務（梨香台団地）入札書 開札日時…令和7年9月8日 午前10時 (押印省略)	封 住所 氏名

※ 押印を省略する場合は封筒に「（押印省略）」と朱書きすること。